

《軽自動車の名義変更・住所変更》

○軽自動車の名義変更手続きは行政書士にお任せください

軽自動車の名義変更や住所変更は、軽自動車検査協会での申請や必要書類の準備が必要となり、平日に時間を取れない方や手続きに不慣れな方には負担の大きいものです。

当事務所では、軽自動車の名義変更・住所変更などの各種変更手続きを、行政書士が窓口での申請まで含めて代行いたします。

○当事務所に依頼するメリット

・「平日に軽自動車検査協会へ行く時間がない」「販売店業務が立て込んでいて社外手続きまで手が回らない」。このようなお悩みをお持ちの個人のお客様や自動車販売店様、ディーラー様の良きパートナーとして、行政書士が手続きを代行します。

・必要書類のご案内から記入のチェックまで行うため、書類不備による出直しのリスクを減らせます。

・名義変更と同時に、軽自動車税の申告など関連する手続きもまとめてサポートします。

○対応エリア

・岩手県盛岡市を中心に周辺市町村、盛岡以北の市町村に対応可能です。

○手続き内容

軽自動車の名義変更は、売買や贈与、相続、結婚などにより所有者や使用者が変わった場合に必要となる手続きです。

新しい使用者の住所地を管轄する軽自動車検査協会で行います。印鑑証明書は不要で、住民票などの住所を確認できる書類をご用意いただきます。

軽自動車の名義変更・住所変更等でお客様に用意いただく書類

書類名	ポイント・注意事項
軽自動車検査証（車検証）	原本（コピー不可）をご用意ください
新所有者の住民票	・個人：住民票（マイナンバー記載のないもの）の写し（発行から3か月以内） ・法人：登記事項証明書又は印鑑（登録）証明書
申請依頼書	行政書士事務所に申請を依頼する場合に必要
旧所有者の譲渡証明書等	売買や譲渡の事実が分かる書類。押印または署名のあるもの
その他変更の事実を確認する書面	・改姓の場合：戸籍謄（抄）本（コピー可） ・相続の場合：戸籍謄本（コピー可）又は法務局が交付する法定相続情報一覧図（コピー可）
軽自動車税申告書	当事務所で作成し、申告まで代行します
ご本人確認書類	運転免許証など、現住所が確認できるもの。
ナンバープレート（前後）	※下記によるナンバー変更の手続きが必要な場合に必要

《ナンバー変更の手続が必要となる場合とは》

- ① 岩手ナンバーの管轄区域市町村 ⇔ 盛岡ナンバーの管轄区域市町村の転居 の場合
- ② 岩手ナンバーの管轄区域市町村 ⇔ 平泉ナンバーの管轄区域市町村へ転居 の場合
- ③ 盛岡ナンバーの管轄区域市町村 ⇔ 平泉ナンバーの管轄区域市町村の転居 の場合

《参考：岩手県の管轄する運輸支局等の区域名》

◇岩手ナンバーの管轄区域：軽米町、普代村、田野畑村、岩泉町、山田町、大槌町、住田町、西和賀町、岩手町、葛巻町、雫石町、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、久慈市、北上市、花巻市、大船渡市、宮古市、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

◇盛岡ナンバーの管轄区域：紫波町、矢巾町、八幡平市、盛岡市、滝沢市

◇平泉ナンバーの管轄区域：平泉町、金ヶ崎町、奥州市、一関市

- ④ 岩手県外からの引っ越しや車の売買・譲渡で所有者の使用の本拠の位置が変わった場合
- ⑤ 結婚・法人化などで氏名（名称）や住所が岩手県外から県内管轄区域に変わった場合

○報酬・費用の目安

管轄地域の変更に伴いナンバープレートの変更が必要となる場合には、ナンバープレート代などの実費が別途かかります。

また、ご希望の番号を指定される場合には、別途お見積りをさせていただきますので、どうぞお気軽にご相談ください

報酬・費用

業務内容	料金・備考
軽自動車 名義変更	9,420 円（代行料金 8,800 円+レターパック 620 円）
ナンバープレート代 （管轄地域の変更の場合）	2,200 円（前後で 2,200 円（中型・ペイント式））

○ご依頼の流れ（軽自動車登録）

① お問い合わせ

お電話またはお問い合わせフォームからご連絡ください。
お客様の状況をお伺いし、下記の必要書類と費用をご案内します。

② 書類のご準備・ご返送

当事務所から案内書と必要書類一式を郵送します。
ご署名、ご捺印のうえ、車検証やナンバープレート変更が必要な場合はナンバーも同封してご返送ください。

③ 当事務所にて各種手続き

軽自動車検査協会での名義変更、管轄変更に伴うナンバー変更手続き、旧登録地への軽

自動車税の税止め申告まで当事務所が一括して行います。

④ **完了書類・新ナンバーの発送**

手続き完了後、新しい車検証・ナンバープレート・控え書類を郵送でお届けします。
お車へのナンバー取付等はおお客様ご自身にてお願いします。

《お問い合わせ案内》

軽自動車の名義変更・住所変更手続きについてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お車の登録状況やご希望の手続き内容をお知らせいただければ、最適な手続き方法をご案内いたします

〒020-0022

盛岡市大通3丁目6番12号 開運橋センタービル3階

プロスパーエイド行政書士事務所

TEL：070-5620-8358

メール：prosperaid@outlook.jp

《普通自動車の車庫証明・軽自動車の車庫届出》

○自動車の車庫証明申請を代行します。

当事務所では、普通自動車の「自動車保管場所証明」「軽自動車車庫届出」、いわゆる車庫証明の申請手続きを、警察署への提出から受け取りまで一括して代行しています。

対応エリアは、盛岡市、盛岡市周辺市町村、盛岡以北の市町村、盛岡東警察署、盛岡西警察署、岩手警察署、二戸警察署の管轄地域です。

車庫証明が必要になる主なケース

普通自動車の場合、次のようなときに車庫証明の申請が必要になります。

- ・新車を購入して登録するとき
- ・中古車を購入し、名義変更や新たに登録をするとき
- ・引越しなどで、自動車の使用の本拠の位置の住所が変わるとき

上記の場合には、登録や名義変更の前に、保管場所を管轄する警察署で「自動車保管場所証明書（車庫証明）」の取得手続きが必要となります。

届出が必要となる主なケース

盛岡市内（旧玉山村を除く）を軽自動車の使用の本拠とする方は、次のいずれかに該当するとき、車庫に関する届出が必要です。

- ・新車の軽自動車を購入したとき
- ・中古車を購入・譲り受けるなどして所有者が変わったとき
- ・使用の本拠の位置を盛岡市以外から盛岡市内（旧玉山村を除く）に変更し、あわせて保管場所の位置も変更したとき
- ・盛岡市内（旧玉山村を除く）で、保管場所の位置のみを変更したとき
- ・運送事業用として使用していた軽自動車を、引き続き自家用として使用することになったとき

○行政書士に任せるメリット

車庫証明は、保管場所の位置を管轄する警察署へ、平日日中の受付時間内に申請する必要があります。

書類の記載漏れや図面の不備があると、受理されずに再提出になることも少なくありません。

行政書士に依頼いただくことで、次のようなメリットがあります。

- ・平日に警察署へ行く時間を確保する必要がない
- ・不備による再申請のリスクを減らせる

○ご依頼から受け取りまでの流れ

当事務所にご依頼いただいた場合のおおまかな流れは次のとおりです。

段階	お客様の作業	当事務所の作業
①お問い合わせ	電話・お問い合わせフォームからご連絡	概要ヒアリング、費用目安のご案内
②ご依頼確定	依頼書・委任状にご記入	必要書類リストの送付
③書類準備	車検証コピーなどご送付	記載内容の確認、図面作成
④申請	特に作業不要	管轄警察署へ申請・手数料納付
⑤交付・納品	書類の受け取り・お支払い	車庫証明を受領し、郵送またはお渡し

○必要書類と費用案内

(必要書類)

お客様にご用意いただく書類は次のとおりです。

区分	必要な書類名	概要
基本書類	自動車保管場所証明申請書	2通
管場所関係	所在図・配置図	1通（自宅との位置関係と駐車位置を記載。※1参照）
使用権限	保管場所使用権原疎明書面（自認書）	・保管場所使用権原疎明書面（自認書）（保管場所の土地・建物の所有者が申請者の場合） 1通
	または使用承諾書	・保管場所使用承諾証明書の場合（保管場所の土地・建物の所有者が申請者以外の場合） 1通 注1：賃貸駐車場を保管場所とする場合は、当該駐車場賃貸契約書の写しを証明書に代えて添付することができます。（※2参照） 添付書類について、不明な点は申請先警察署にお問い合わせください。
使用者関係	自動車検査証の写し	車名・車体番号などの確認に必要です。
住所確認	住民票等の写し	使用の本拠の位置の確認に必要です。 個人：住民票の写しまたは印鑑証明書のコピー（発行から3か月以内、マイナンバー記載なし） 法人：登記事項証明書又は印鑑（登録）証明書市区町村窓口等で取得（※3参照）
代理申請時	委任状	行政書士に依頼する場合に必要です。

※1 提出いただく図面について

図面は手書きのスケッチで結構です。お客様からは次の点に分かる程度にご記入ください。

- ・保管場所の正確な住所
- ・パーキング番号・区画番号などの表示
- ・建物や道路との位置関係が分かる、簡単な駐車位置の図やメモ

※2 賃貸駐車場をご利用の方へ

お車の保管場所を月極などの賃貸駐車場にされる場合、車庫証明の申請では、原則として「保管場所使用承諾証明書」が必要とされています。

ただし、条件を満たしていれば「駐車場賃貸契約書の写し（原本とないことを確認のため原本の提示が必要）」で代えることが認められる場合があります。当事務所では、次の点を中心に確認を行います。

- ・契約名義と申請者が一致しているか
- ・駐車場の所在地が保管場所と一致しているか
- ・契約期間内であることが明確か
- ・区画番号や台数など、保管場所を特定できる記載があるか

これらの条件を満たしていることが確認できた場合、警察署によっては「使用承諾証明書」の代わりに、駐車場賃貸契約書の写しのみで受付されることがあります。

※3 使用本拠が別住所の場合

「使用の本拠の位置」とは、車を主に使用している事務所や営業所などの所在地を指します。

申請者の住所と実際に車を使っている場所が違う場合には、その拠点が「使用の本拠」であることを示す書類の提出が必要になります。

例えば、申請者が東京の本社、実際の使用場所が岩手県内の支店というケースでは、支店が使用拠点であることを証明する資料を警察署へ提出します。

《ご用意いただく主な書類》

申請者と車を実際に使用している拠点との関係や、使用実態が確認のため、次のいずれかの写しが必要です。いずれも「発行日から3か月以内」のものとされています。

書類の種類	主な内容
公共料金の領収書	電気・水道などの領収書の写し
営業証明書	営業所所在地が分かる証明書
消印付きの郵便物	当該拠点あての郵便物の写し

(費用)

業務内容	料金・備考
車庫証明申請代行提出プラン (普通自動車)	・報酬・郵送料・申請手数料込み：10,870円 (内訳：代行料金 7,700円 + レターパックプラス 620円 + 申請手数料 2,550円)
車庫証明(作成+提出代行)プラン (普通自動車)	・報酬・郵送料・申請手数料込み：13,070円 (内訳：代行料金 9,900円 + レターパックプラス 620円 + 申請手数料 2,550円)
車庫届出代行提出プラン (軽自動車)	・報酬・郵送料・申請手数料込み：8,320円 (内訳：代行料金 7,700円 + レターパックプラス 620円)

業務内容	料金・備考
車庫届出（作成＋提出代行）プラン （軽自動車）	・報酬・郵送料・申請手数料込み：10,520 円 （内訳：代行料金 9,900 円 + レターパックプラス 620 円）

○よくある質問と申込み方法

「よくあるご質問」

Q. 軽自動車でも車庫証明は必要ですか。

A. 多くの地域では届出不要ですが、都市部などの一部地域では軽自動車も保管場所の届出が必要です。岩手県の場合、自動車の使用の本拠の位置（車庫のある住所）が盛岡市（旧玉山村は除く）となる場合には、軽自動車でも車庫証明が必要になります。

Q. 自分で書類を用意しましたが、申請だけお願いできますか。

A. 書類一式をご準備済みの場合、申請と受け取りのみの代行も承ります。記入内容のチェックも行います。

Q. ディーラーからの業務委託も受けられますか？

A. はい、ディーラー様からの業務委託にも対応しております。ディーラー様への書類直送も可能です。お気軽にご相談ください。

Q. 販売店が申請書を作成しても大丈夫ですか？

A. 行政書士でない方は、たとえ無償であっても申請書類の作成を販売と合わせて行うことはできません（行政書士法違反）。申請者ご本人が作成することは問題ありません。2026年1月施行の改正行政書士法により規制・罰則が強化されています。

Q. 車庫証明と名義変更を一緒に依頼できますか？

A. はい。どちらも柔軟に対応可能です。費用は軽自動車の名義変更・住所変更ページをご確認ください。

「お申込み・お問い合わせ」

車庫証明の代行をご希望の方は、電話またはお問い合わせフォームよりご連絡ください。「新車購入」「中古車名義変更」「引越し後の住所変更」など、現在のご状況をお知らせいただくと、必要書類と費用の目安をスムーズにご案内できます。

〒020-0022

盛岡市大通3丁目6番12号 開運橋センタービル3階

プロスパーエイド行政書士事務所

TEL：070-5620-8358

メール：prosperaid@outlook.jp